

佐久市医療体制等連絡懇話会の今後の役割について

1 佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「本会」という。）の設置要件

(1) 本会の設置を必要とした要件

- ア. 佐久総合病院の再構築は、限られた医療資源の中で地域医療を守るための地域完結型医療体制の確立が必要であること。
- イ. 佐久総合病院の再構築だけにとどまらず各医療機関の診療機能の役割分担の一層の明確化が必要であること。

2 佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「本会」という。）の目的と達成状況

- (1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項の協議
- (2) 地域医療連携に関する事項の協議
- (3) その他地域医療の充実に必要な事項の協議

↓ 具体的な事項と達成状況

NO	具体的な事項(目的)	達成状況
1	佐久医療センターが「地域医療支援病院」として機能するために必要な医療連携の実績等の検証	佐久医療センターは長野県知事より「地域医療支援病院」の承認がなされ、佐久医療センター主催の「地域医療支援病院運営委員会」がその役割を引継いで担っていると思われる
2	佐久医療センター及び佐久総合病院本院の運営基本計画に対する検証及び提言	佐久医療センター及び、佐久総合病院本院再構築の運営基本計画提示に対する提言が行われ、既に検証されたものと思われる
3	地域完結型医療体制の構築のために必要な医療連携協議	地域完結型医療体制の基盤は整いつつあるが、市内の各医療機関同士の医療連携状況を協議することは、 <u>継続的に行う必要がある</u> と思われる
4	地域完結型医療体制の構築に必要な情報交換と情報発信	佐久市を取り巻く医療制度や医療環境は常に変化しており、地域完結型医療体制の構築が適正に機能しているのかを、市内の各医療機関同士が定期的な情報交換により共有し、市民に発信することは、 <u>継続して行う必要がある</u> と思われる

3 本会に対する検討事項

※ 本会を継続または、承継することを前提に検討した場合。

- (1) 本会及び本会幹事会（以下「幹事会」という。）の一本化の検討
- (2) 本会及び幹事会の公開、非公開の検討
- (3) 所期の目的である佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書に記された事項を含めた本会の役割の見直し
- (4) 本会の現構成メンバーの見直し
- (5) 新たな構成メンバーの検討
- (6) 開催頻度の検討
- (7) 設置期間の検討
- (8) その他必要な事項の検討

4 新たな会で配慮すべき事項

- (1) 前懇話会で達成されていない目的等を承継すること。
- (2) 佐久市内の医療連携体制の情報交換、意見交換に主眼を置くこと。
- (3) 佐久市主催の「佐久市保健福祉行政懇談会」や佐久保健福祉事務所主催の「佐久圏域医療対策協議会」また、佐久総合病院佐久医療センター主催の「地域医療支援病院運営委員会」など他の医療に係る会議とできるだけ目的が重複しないこと。
- (4) 地域完結型医療体制の構築を進展させる観点から、行政及び、各医療関係機関相互が病病、病診連携の現状を把握し確認できる体制とすること。

5 本会の今後の開催スケジュール案について

上記「3 本会に対する検討事項」を検討し、その結論を基に組織改正等を行い、新体制を構築して新しい会を発足する。

時 期	会議等	内 容
平成28年度	会員への意見聴取	○事務局から郵送により、会員へ現懇話会と新たな会の在り方についての素案(たたき台)を示して意見を求める
平成29年度	意見集約及び原案の作成	○事務局で、会員から聴取した意見を集約した後に、新たな会の方向性を示した原案を作成し、幹事会に諮る
	幹事会	○原案を基に現在の懇話会の在り方及び、新しい会の方向性を検討し、その結果を幹事会の総意として懇話会に諮る ※状況により再度幹事会を開催する
	現懇話会 (現懇話会最終)	○幹事会の総意を懇話会に示して、最終結論を出す
	新連携会議(仮称) (発足)	○新連携会議(仮称)を発足する

佐久市医療体制等連絡懇話会規約

1 名称

この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

2 目的

懇話会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項
- (2) 地域医療連携に関する事項
- (3) その他地域医療の充実に関し必要な事項

3 組織

懇話会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 社団法人佐久医師会の役員
- (2) 長野県健康福祉部の職員
- (3) 長野県保健福祉事務所の職員
- (4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員
- (5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
- (6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
- (7) 佐久市行政顧問
- (8) 前2号に掲げる者以外の市の職員

4 会長及び副会長

- (1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
- (3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 会議

- (1) 懇話会は、会長が招集する。
- (2) 懇話会の議長は、会長が当たる。
- (3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
- (4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 懇話会は、原則公開するものとする。

6 庶務

懇話会の庶務は、佐久市役所市民健康部において処理する。

7 その他

このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

佐久市医療体制等連絡懇話会幹事会規約

(目的)

第1条 この会は、佐久総合病院の再構築の進捗状況に関する協議及び佐久市医療体制等連絡懇話会において協議する事項についての事前調整を行うものとする。

(組織)

第2条 佐久市医療体制幹事会（以下「幹事会」という。）は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 佐久医師会の会長、副会長、総務理事
 - (2) 佐久総合病院の統括院長、院長、再構築推進本部長及び事務長
 - (3) 浅間総合病院の病院事業管理者、地域医療部長及び事務長
 - (4) 佐久市行政顧問
 - (5) 佐久市市民健康部長、健康づくり推進課長及び地域医療係長
- (会長)

第3条 幹事会に、会長を置く。

- 2 会長は、佐久医師会長をもって充てる。
- 3 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 幹事会は、会長が招集する。

- 2 幹事会の議長は、会長が当たる。
- 3 第2条各号に定める者以外の者（同条各号に掲げる者の属する組織に属する者に限る。）が幹事会に出席する場合は、予め会長の承認を得るものとする。
- 4 幹事会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、佐久市役所市民健康部において処理する。

(その他)

第6条 このほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書

社団法人佐久医師会（以下「甲」という。）と佐久市立国保浅間総合病院（以下「乙」という。）と長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院（以下「丙」という。）とは、丙の再構築に関し、長野県健康福祉部長桑島昭文、佐久市長初田清二及び長野県厚生農業協同組合連合会代表理事専理専理部長盛岡正博を立会人として次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、丙の再構築計画における（仮称）基幹医療センターと（仮称）地域医療センター（佐久総合病院本院）の整備により変化する地域の医療体制に対応するため、甲、乙及び丙それぞれが有する医療機能を相互に効果的に発揮しながら医療連携することにより、地域完結型の安定的な医療供給体制の構築と地域住民の健康維持増進に寄与することを目的とする。

((仮称) 基幹医療センターの機能等)

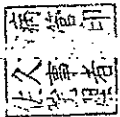
- 第2条 丙が再構築計画において新設を計画する（仮称）基幹医療センターは、急性期医療・専門医療・3次等高度救急医療を担う紹介型病院とし、医療法（昭和23年法律第205号）第4条の規定による地域医療支援病院を旨とするものとする。
- 2 丙は、（仮称）基幹医療センターが地域医療支援病院としての役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 甲及び乙は、（仮称）基幹医療センターが地域医療支援病院としての要件を満たすよう協力するものとする。

(連携事項)

- 第3条 甲、乙及び丙は、地域における安定的な医療供給に資するため及び（仮称）基幹医療センターが前条の規定に基づき地域医療支援病院として機能するため、次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。
 - (1) 患者の紹介・逆紹介に関すること。
 - (2) 前号を促進するための各種診療情報の共有化に関すること。
 - (3) 医療用施設・設備・機器等の共同利用に関すること。
 - (4) カンファレンス、研修会等の合同開催に関すること。
 - (5) 医師等職員の相互派遣に関すること。
 - (6) 救急患者の診療及び収容等、救急医療の機能分担に関すること。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、必要と認められること。

佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書

平成22年7月



(連携の実施)

- 第4条 前条各号に掲げる連携については、甲、乙及び丙の間で協議のうえ、実施可能な事項から逐次実施していくものとする。
- 2 連携を実効性あるものとするため又は(仮称)基幹医療センターの運営計画に反映させるため、丙は、佐久市の設置する佐久市医療体制等連絡懇話会(以下「懇話会」という。)において、連携の実績その他必要な事項について報告するものとする。
- 3 前項の報告において、甲、乙及び丙は、連携に必要な情報を相互に提供しあうものとする。

(再構築計画による施設整備等)

- 第5条 丙は、(仮称)基幹医療センターを佐久総合病院基幹医療センター運営基本計画(案)概要版(平成22年3月に説明したもので、別添のもの。以下「運営基本計画概要版」という。)に基づき整備するものとする。
- 2 丙は、運営基本計画概要版を変更しようとするとき又は(仮称)地域医療センター(佐久総合病院本院)運営基本計画を作成しようとするとき若しくは変更しようとするときは、懇話会において内容を説明し、懇話会の意見を最大限尊重するとともに、地元説明会を開催する等地元との理解を得るよう努めるものとする。

(住民への広報活動等)

- 第6条 甲、乙及び丙は、行政と協力し、地域の医療連携について、相互に共通の認識を持って積極的に住民に広報し、住民の理解を得るよう努めるものとする。

(信義則)

- 第7条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ確実にこの協定を履行しなければならぬ。

(その他)

- 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書6通を作成し、甲乙丙及び立会人がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

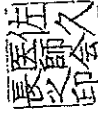
平成22年7月10日

甲 長野県佐久市原569-7

社団法人佐久医師会

会長

坂戸政秀

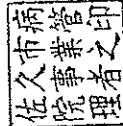


乙 長野県佐久市岩村田1862-1

佐久市立国保越間総合病院

病院事業管理者

村島隆太郎



丙 長野県佐久市臼田197

長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院

院長

伊澤敏



立会人

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県健康福祉部

健康福祉部長

桑島昭夫



長野県佐久市中込3056

佐久市

佐久市長



柳田清二

長野県長野市大字南長野北石蓋町1177-3

長野県厚生農業協同組合連合会

代表理事理事長

盛岡正博



写

長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院再構築に関する覚書

佐久市(以下「甲」という。)と長野県厚生農業協同組合連合会(以下「乙」という。)は、平成21年2月7日合意の「佐久総合病院再構築問題に係る三者協議 長野県知事裁定」記2及び記3を真摯に実行するため、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 甲と乙は、佐久総合病院の再構築を進めるにあたり相互の役割・責務を確立し、早期に住民の理解を得るものとする。

(住民説明及び用途変更等)

第2条 乙は、佐久総合病院基幹医療センター(仮称)(以下「基幹医療センター」という。)及び佐久総合病院地域医療センター(仮称)(以下「地域医療センター」という。)の具体的な建設計画を甲及び住民に提示説明し、甲は住民の理解を得るために協力するものとする。

2 甲は、住民の理解が得られると判断した時には、速やかに乙が取得した用地の用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)を病院建設ができる用途地域に変更する手続きを進めるとともに地区計画(都市計画法第12条の5に規定する地区計画をいう。)の制定等の必要な手続きに入るものとする。

(まちづくり)

第3条 甲は、佐久総合病院の再構築に伴う中込地区等の既存工場及び周辺住民の環境変化に対処するため、乙と協議の上、基幹医療センター周辺道路の整備を行うものとする。この場合において、乙は道路の整備に伴い必要となる乙所有の用地を甲に寄附するものとする。

2 甲は、佐久総合病院の再構築に伴う白田地区の新たなまちづくりに資するため、乙及び地域住民等と白田まちづくり協議会(仮称)を設立し、まちづくりを進めるものとする。

(法令遵守等)

第4条 乙は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)等の関係に関する規制法令等を遵守し、早期に甲及び関係機関と協議するものとする。

(医療連携)

第5条 乙は、佐久総合病院の再構築にあたっては、平成21年7月に白田地区住民説明会において提示説明した「長野県厚生連佐久総合病院再構築計画(案)」を基本とし、長野県及び甲と協力して、社団法人佐久医師会及び佐久市立国保浅間総合病院等との医療連携を図るものとする。

(開設時期等)

第6条 佐久総合病院の再構築は、基幹医療センター及び地域医療センターがそれぞれ建設され、開設されることにより完成するものとする。

2 乙は、基幹医療センターにあつては平成25年度内を、地域医療センターにあつては平成28年度内を目途にそれぞれ開設するものとする。

(信託則)

第7条 甲乙両者は、信託を重んじ誠実にこの覚書を履行しなければならない。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に定められた事項について協議が生じたときは、その都度、甲乙協議して決めるものとする。

以上、合意したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年9月15日

甲 長野県佐久市中込3056

佐久市

佐久市長 柳田 清



乙

長野県長野市南長野北石堂町117

長野県厚生農業協同組合連合会

代表理事 盛岡 正

